

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年9月8日

要望団体名：一般社団法人日本塗装工業会岩手県支部、岩手県塗装工業組合

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
1. 塗装業者への分離発注について	<p>塗装工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしています。 引き続き、各専門工事業者の受注機会の確保に努めています。</p>	A
2. 地域指定の拡大及び発注件数・発注金額の増額について	<p>条件付一般競争入札において、発注業種の状況に応じて地域要件の設定基準を弾力的に運用することについては、業種間で地域要件の不均衡を生ずることとなることから、入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。</p> <p>なお、地元企業の受注機会の確保に配慮して、発注業種にかかわらず、設計金額に応じて旧振興局の区域を基本に原則的な地域要件を設定し、参入見込数が少なく競争性が確保されない場合には、地域要件を拡大する取扱を行っております。(B)</p> <p>また、道路等の社会資本の塗装工事については、各分野で策定した個別施設計画に基づき適切な時期に実施することとしており、これを計画的に進めるためには、持続的・安定的に予算を確保していく必要があります。</p> <p>このため県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、社会資本の適切な維持管理に必要な予算を確保するよう、国に要望したところです。</p> <p>今後とも、予算の持続的・安定的な確保を国に働きけるとともに、社会資本の計画的な維持管理に取り組んでいきます。(B)</p>	B : 2

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
3．入札制度について	<p>総合評価落札方式の資格取得の取組の評価においては、新たに登録基幹技能者に登録された職員がいる場合には評価の対象としています。</p> <p>建築・鋼橋塗装技能士を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p> <p>総合評価落札方式における配置予定技術者の要件については、技術者本人の施工経験や実績等を評価するものであり、工事の種類を限定せず適用しているところです。</p> <p>今後とも、入札状況等について検証を行いながら、より良い制度運用に努めています。(C)</p> <p>法面や塗装工事等の自社施工要件を設定している業種については、適切な施工体制及び品質確保の観点から、自社等で雇用する技能者等を配置することを要件としているものであり、全体施工面積に対する自社施工割合や数量等の条件は設定していないところです。</p> <p>自社施工要件として、全体施工面積に対する自社施工割合や数量等の条件を付すことは、建設業法上、一括下請負以外の下請契約は認められていることから、難しいと考えます。(C)</p>	C : 3
4．予定価格事前公表の見直しについて	<p>入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、更に、予定価格に係る不正防止の観点から有効なものとして、本県では平成17年度から全ての県営建設工事の入札に導入し、国の指針に基づき十分な検討を行いながら運用しているところです。</p> <p>なお、適正な積算による入札であることについて、入札書と同時に工事費内訳書の提出を義務付けているほか、開札後の落札候補者に対する事後審査においては、詳細な工事費内訳書を追加で徴し、適正に積算していることを確認しています。</p> <p>制度導入以降、国が指摘する予定価格の事前公表による弊害は確認されていないものと認識していますが、引き続き、入札動向や他県の状況等を注視しながら、適切な対応に努めています。</p>	C

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
5．地域塗装業者の育成・技能継承に向けた支援強化について	<p>県内優先条項の付記は、県内業者の受注機会の拡大を図るため、県営建設工事の受注者に対して、下請契約及び建設資材納入契約について県内業者から選定するとともに、調達する建設資材は岩手県産とするよう要請する条項を岩手県営建設工事請負契約書例文の付記条項として定めたものです。</p> <p>県では、引き続き、入札参加希望者に対して、ホームページで県内優先条項の周知を図るとともに、県営建設工事の受注者に対して、下請契約の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう要請を行い、制度の趣旨をご理解いただけるよう努めています。(B)</p> <p>また、若年層の担い手確保・育成等については、次世代を担う若者を対象として「いわて建設業みらいフォーラム」を開催し、建設業の魅力ややりがいについて広く情報発信するとともに、企業ブースによる建設業への相談コーナーを設けるなど、将来の建設業界を支えていく担い手の確保・育成・技術継承に取り組んでいます。(A)</p>	<p>A : 1 B : 1</p>

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類